

1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第59号)
- (2) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第60号)
- (3) 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について (議案第61号)
- (4) 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について (議案第62号)
- (5) 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について (議案第63号)
- (6) 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について (議案第64号)
- (7) 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について (議案第65号)
- (8) 福岡市長選挙における投票所の指定について (議案第66号)
- (9) 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について (議案第67号)
- (10) 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について (議案第68号)
- (11) 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について (議案第69号)
- (12) 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について (議案第70号)
- (13) 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について (議案第71号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和4年11月5日(土)

午前10時00分から

令和4年11月6日(日)

午後6時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第59号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- | | |
|-------------|------------|
| 1 抹消する者の数 | 379 人 |
| 内訳 死亡者 | 150 人 |
| 市外転出者 | 229 人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和4年10月25日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(登録の抹消)

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第27条(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参考)

抹消の基準日 令和4年10月1日

1 死亡者

令和4年9月30日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年5月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区分	男	女	計
死亡者	75	75	150
転出者	123	106	229
誤載者	0	0	0
計	198	181	379

議題 (2)
議案第60号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 抹消する者の数 1人
 内訳 国内転入者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年10月25日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>

(2) 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第30条の10(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (3)
議案第61号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古賀 勉

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和4年10月25日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第4項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

議題(4)
議案第62号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月6日 午後6時から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号)第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号)第35条第3項

○公職選挙法(抜粋)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 (略)

3 第1項の掲示の掲載の順序は、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において行うくじで定める順序による。

○選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(抜粋)

第35条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議題 (5)
議案第63号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)
(投票記載所の氏名等の掲示)
第175条
※ 議案第62号を参照

議題(6)
議案第64号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

ポスター掲示場の設置場所
別紙のとおり

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。

3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

8~10(略)

<※1>法第143条第1項(要旨)

選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができない。

1号から4号 選挙事務所を表示するために使用するポスター類、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター類、公職の候補者が使用するたすき類、演説会場において使用するポスター類、個人演説会告知用ポスター

5号 選挙運動のために使用するポスター

議題 (7)
議案第65号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所3階大会議室	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘3階多目的ホール	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(投票所)

第39条【読替後】期日前投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第41条【読替後】市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。

(期日前投票)

第48条の2

6 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。

議題 (8)
議案第66号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

各投票区の投票所

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(投票所)

第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第41条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

議題 (9)
議案第67号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1. 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘3階多目的ホール	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2. 変更理由

イオンスタイル笹丘3階多目的ホール及び福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、城南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(投票所の開閉時間)

第40条【読替後】期日前投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、1の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

2【読替後】市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその期日前投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第48条の2

6 ※ 議案第65号参照

議題 (10)
議案第68号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(投票管理者)

第37条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

○公職選挙法施行令(抜粋)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第24条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 25 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議題 (11)
議案第69号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における城南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区別府6丁目14番22号
福岡市立城南体育館
- 2 日時 令和4年11月20日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(開票所の設置)

第63条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第64条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議題 (12)
議案第70号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、城南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月17日 午後6時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)
(開票立会人)

第62条

6 ^{<※1>}第2項、^{<※2>}第4項または^{<※3>}前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

<※1>法第62条第2項(要旨)

^{<※4>}前項の規定により届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。

<※2>法第62条第4項(要旨)

届出のあつた者で同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、その者の中で選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

<※3>法第62条第5項(要旨)

開票立会人が定まった後、同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が3人以上となつたときは、選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、その職を失う。

<※4>法第62条第1項(要旨)

公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、その選挙の期日前3日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

議題 (13)
議案第71号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、城南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(開票立会人)

第62条

- 2 届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。
- 4 届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。